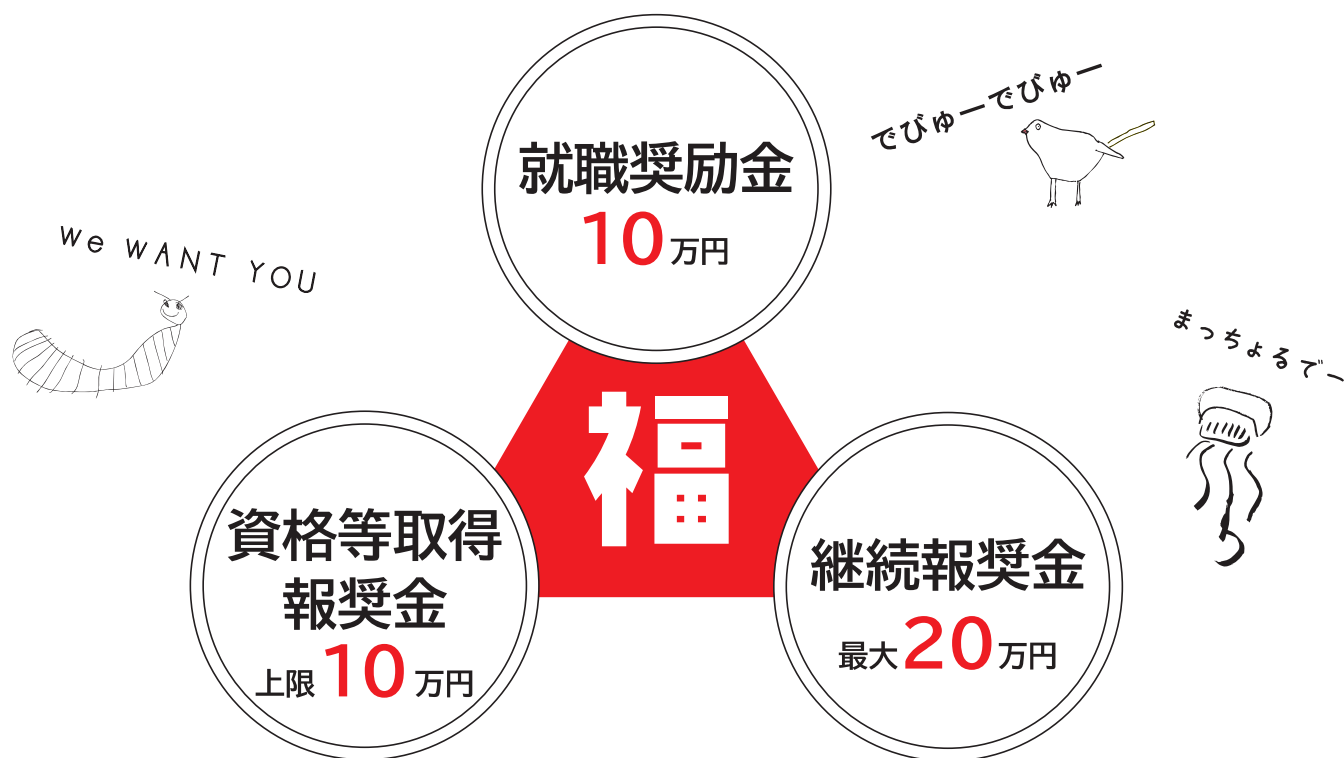


来たれ！福祉人材



はじめての一步、福祉から始めよう

障がい福祉サービス事業所で働く人を応援します

宇佐市では、障がい福祉に関わる人材の確保及び定着を図るため、令和7年3月1日以後市内の障がい福祉サービス事業所に就職した方に対し、報奨金等を支給します

《対象者》

就職奨励金…市内の福祉サービス事業所に支援員、相談支援員の正規職員として就職した月の翌月から、6ヶ月を経過した者

継続勤務報奨金…2年 10万円・3年 5万円 / 10万円・5年 10万円 / 20万円

次の全てに該当する者

- ① 就職奨励金の交付を受けた者
- ② 同一の福祉サービス事業所で支援員や相談支援相談員として継続期間を勤務した者
- ③ 市内住民票を有する者は、3年 10万円・5年 20万円を支給する

資格取得報奨金…就職奨励金の交付を受けた者のうち、就職日から起算して5年以内に新規に取得した者

----- お問い合わせ・お申し込み -----

宇佐市役所 福祉課 障がい者支援係
宇佐市上田 1030-1
0978-27-8214



【障害福祉サービス事業所】

福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）に規定する障害福祉サービス

【支援員・相談支援員】

福祉サービス事業所において雇用される障がい者及び障がい児に福祉サービスの提供を行う支援員、及び相談支援員をいう

奨励金等の申請方法



＜申請共通書類＞

- 交付申請書 様式第 1 号宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付申請書
- 暴力団排除誓約書兼承諾書（指定様式）
- 市税等を滞納していない証明書（申請年度の 1 月 1 日時点で住民票が宇佐市に無い方のみ）
- その他 市が必要と認める書類

＜添付書類＞

- 1 就職奨励金
 - ・別紙様式第 2 号雇用証明兼勤続証明書
 - ・事業所に提出している職歴書・履歴書等の写し
- 2 初任者資格取得報奨金
 - ・初任者資格取得を証する証明書
 - ・実費負担が分かる領収書等の写し（原本でも可）
- 3 継続勤務報奨金
 - ・別紙様式第 2 号雇用証明兼勤続証明書

詳細は宇佐市役所の
ホームページを
ご覧ください



使用しているイラストは全て障がい福祉サービス事業所を利用している方の作品を使用しています